

## レセプト・特定健診等情報データベースの 集計表情報の提供に関するガイドラインのポイント（案）

### ○集計情報の提供

データベースにおける個票情報を、国において一定の集計を加えた上で提供することとしてはどうか。

### ○提供する集計情報の内容

地域性に関する情報に配慮し、個票情報を都道府県ベースで単純集計したものを提供することとしてはどうか。都道府県未満の地域性情報は個別機関コードとなるため、提供はしない。

### ○試行期間における位置づけ

集計情報についても、集計単位によっては、特定個人・機関の識別性の問題が生じる可能性もあることから、試行期間（平成23～24年度）においては、提供先は個票情報と同様とし、実際の提供にあたっては、個票情報と同様の期間で募集を行い、有識者会議の確認を得ることとしてはどうか。

### ○利用目的等

上記の識別性に関する問題が生じる可能性もあることから、利用目的は個票情報と同様の限定を加えた上で、申請様式等についてはより簡易なものとすることとしてはどうか。

### ○データの利用・保管・管理場所について

集計情報については、個票情報を提供するものではないことから統計法のオーダーメイド集計の例を勘案し、データの利用・保管・管理場所についての規定を設けないこととしてはどうか。

### ○不適切利用への措置

利用者が事前に登録した目的以外の目的でデータを利用した場合については、データ提供の一定期間の禁止や成果物の公表の禁止を行うこととしてはどうか。

（注）統計法のオーダーメイド集計には法的罰則（懲役、罰金）なし。